

前項ノ報酬ハ月ノ初日ノ現在ニ依ル但シ月ノ中途ニ
於テ組合員ト爲リタルモノニ付テハ其組合員トナリ
タル日ノ現在ニ依ル

第二十條 特殊ノ事由又ハ臨時ノ事故ニ因リ一時月俸

ニ移動ヲ生ジタルモノナルトキハ掛金額ハ之ヲ改定
セズ

〔第二十一條 略〕

第二十二條 月俸ノ支拂者ハ其支拂ノ時組合員タル職

員ヨリ掛金ヲ徵收スルコトヲ得

〔第二十三條 略〕

第四章 給付

第二十四條 組合令第十三條ノ療養費ヲ支給スペキ療

養ノ範圍左ノ如シ

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術、其他ノ治療

四 入院

五 看護

六 移送

前項第三號ノ療養ニシテ之ニ要スル費用一回二十圓

ヲ超ユルモノ及第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ノ承

認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ

承認ヲ受クベシ

第二十五條 組合令第十一條第二項ニ規定スル期間ハ

三月トス

第二十六條 本組合ニ於テハ組合令第十四條及同令第

十七條第二項ノ給付ヲ爲スモノトス

第二十七條 組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ

療養費ノ支給ハ其療養ニ付組合ノ承認ヲ受ケタルモ

ノ限ル但シ緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベ
シ

〔第二十八條 略〕

第二十九條 療養ニ關係ナキモノト認メラル費用

又ハ必要ノ限度ヲ超ユルモノト認メラル費用ニ
付テハ療養費ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ
得

第三十條 故意又ハ重大ナル過失ニ依リ給付事由ヲ生

ゼシメタルトキハ給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザ
ルコトヲ得

第三十一條 組合ハ必要アリト認ムルトキハ給付ヲ受

クルモノノ診斷ヲ行ヒ又ハ療養ニ關スル指揮ヲ爲ス
コトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル組合ノ診斷ヲ
受ケザルトキ又ハ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ
ハ給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十二條 組合員又ハ組合員タリシ者ハ本令ニ定ム
ルモノヲ除クノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコト
ヲ得ズ

第四十一条 組合ハ必要アリト認ムルトキハ給付ヲ受

クルモノノ診斷ヲ行ヒ又ハ療養ニ關スル指揮ヲ爲ス
コトヲ得

第四十二条 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

用途ヲ指定シタル寄附ハ其目的以外ニ使用スルコト
ヲ得ズ

第四十三条 組合ノ財産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナ
ル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以

テ之ヲ保有スルコトヲ得

〔第四十四條 略〕

第四十五条 組合ハ事業成績及收支決算ハ毎年度之ヲ
組合員ニ公表ス

〔第四十六條 略〕

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔第四十七條 略〕

〔第四十八條 略〕

五 其他健康ノ保持増進ニ關スル施設
〔第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十
條 略〕

第七章 會計

第四十一條 組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十二條 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

用途ヲ指定シタル寄附ハ其目的以外ニ使用スルコト
ヲ得ズ

第四十三條 組合ハ財産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナ
ル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以

テ之ヲ保有スルコトヲ得

〔第四十四條 略〕

第四十五条 組合ハ事業成績及收支決算ハ毎年度之ヲ
組合員ニ公表ス

〔第四十六條 略〕

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔第四十七條 略〕

〔第四十八條 略〕

〔第四十九條 略〕

〔第五十條 略〕

〔第五十一條 略〕

〔第五十二條 略〕

〔第五十三條 略〕

〔第五十四條 略〕

〔第五十五條 略〕

〔第五十六條 略〕

第六條ノ六ヲ第六條ノ七トシ同條中「文部事務官專任十三人」ヲ「文部事務官專任十四人」ニ改メ第六條ノ五トス

ヲ第六條ノ六トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トス

第六條ノ四 體育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學校ニ於ケル體育運動ニ關スル事項

二 學校ニ於ケル武道ニ關スル事項

三 學校ニ於ケル教練ニ關スル事項

四 其ノ他學校ニ於ケル體育訓練ニ關スル事項

五 學校ニ於ケル衛生ニ關スル事項

第十條中「體育官專任六人」ヲ「體育官補專任八人」ニ、

「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任八人」ニ改ム

第十一條中「專任百六十五人」ヲ「專任百六十九人」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

〔參照〕

明治三十一年十二月二十日公布勅令第二百七十九號文部省

官制抄錄

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外左

ノ事務ヲ掌ル

四 學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事項

第三條 文部省專任書記官ハ十四人ヲ以テ定員トス

ス

第四條 文部省ニ左ノ六局ヲ置ク

（左記略ス）

第十條 文部省ニ體育官專任六人ヲ置ク奏任トス學

校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 屬及技手ハ通シテ專任百六十五人ヲ以テ

定員トス

國民體力審議會の花柳病豫防法改正 に關する答申

花柳病豫防法改正に關する厚生大臣諸君は厚生省内國民體力審議會に於て昨昭和十五年九月以降審議されてゐたが、同年十二月十二日總會に於て答申案の最後的決定をみるに到つた。諮問、答申及び特別委員會委員氏名を掲ぐれば以下の如くである。

花柳病豫防法改正に關する特別委員

金杉英五郎 三木良英

中野太郎 林春雄

下村宏 赤木朝治

高木喜寛 北島多一

河合龜太郎 吉田彌生

勝田永吉 龜井貫一郎

高野六郎 藤原孝夫

秋山要

性病豫防法案要綱〔別紙〕

第一 本法に於て性病と稱するは黴毒、淋病、軟性下疳及鼠蹊淋巴肉芽腫症を謂ふこと。

第二 醫師性病患者を診斷したるときは命令の定むる所に依り傳染の危險、傳染防止の方法及第十三に規定する事項を指示すべきこと

前項の規定に依り指示を受けたる者は其の指示に従ひ傳染防止の方法を行ふべきこと

第三 性病患者は速に醫師の治療を受けべきこと

性病患者の保護者は其の患者をして速に醫師の治療

を受けしむべきこと

第四 地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは左の事項を行ふを得ること

前項の保護者の範圍は命令を以て之を定むること

指定せられたる者に對し健康診斷を施行し又は其の者をして指定したる醫師の健康診斷書を提出せしむること

二 業態上病毒傳播の虞ある性病患者に對し其の從施に關し速に適當なる措置を講ぜられんことを望む